

第三章 公園に関する事項



ゆとりやうるおいのある交流の場づくり

公園は、人々がゆとりやうるおいを感じ、ゆったりとした時間を過ごせる場所です。また、健康維持や人々の交流など豊かな生活を送るためには欠かせないものです。そのため、障害がある人や高齢者などが、自由に、また安全かつ快適に利用できるよう、園路や広場、休憩スポットなど公園を構成するあらゆる構造物や設備等にこまやかな配慮が必要です。



1

主要な園路・出入口（特定施設整備基準 第3 1・2）

基本的な考え方

公園の主要な園路や出入口部分は、障害がある人などが、安全かつ快適に通行できなければなりません。地形的な条件などを十分配慮し、ケースバイケースで最適な方法を検討する必要があります。また、駐車場は台数や規格、配置等適切な整備を行い、より利用しやすい公園の整備に努めることが必要です。

●：必ず整備すべき基準 ○：望ましい整備

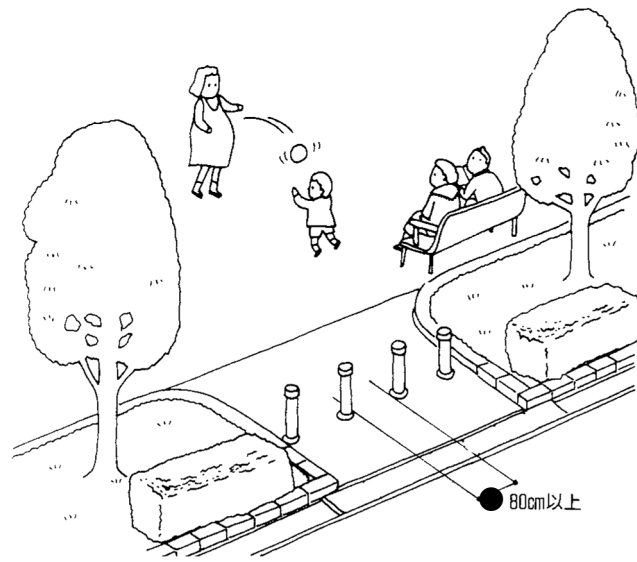
必ず整備すべき基準		解説
出入口	<p>●多数の者の利用に供する出入口のうち、1以上は次に定める構造とする。〈園1〉</p> <p>①有効幅員は車いすが通過できる幅として80cm以上とする。</p> <p>②戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>	(図Ⅲ.1.1)
主要な園路等	<p>●主要な園路または道等から出入口まで、もしくは車いす使用者駐車施設から主要な園路までの敷地内の通路（以下「主要な園路等」という。）は次に定める構造とする。ただし地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>〈園2の(1)、(2)〉</p> <p>①主要な経路は車いすが通行しやすい幅として120cm以上とする。</p> <p>②50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設ける。</p> <p>③戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>④視覚障害者の利用上必要な箇所には、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する。</p>	I・1・[2]敷地内の通路 P.I-7を参照
表面の仕上げ	<p>●主要な園路等の表面は粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。ただし地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。〈園2の(1)〉</p>	
階段	<p>●主要な園路または道等における階段は、「I・1・[7]階段(P.I-40)」の項に定める構造とする。</p>	
段差の解消	<p>●主要な園路等には、階段または段を設けない。ただし、「I・1・[6]傾斜路(P.I-37)」の項に定める構造の傾斜路または、「I・1・[8]エレベーター(P.I-46)」の項に定めるエレベーター等を併設する場合は、この限りでない。</p>	
溝ぶたの構造	<p>●主要な園路内に排水溝を設ける場合、溝ぶたは、「I・1・[2]敷地内の通路(P.I-7)」の項に定める構造とする。</p>	
駐車場	<p>●多数の者の利用に供する駐車場を設ける場合は、「I・1・[3]駐車場(P.I-17)」の項に定める構造とする。〈園5〉</p>	

望ましい整備			解説
出入口	○主要な出入口の有効幅員は車いすで通過しやすい幅として 90 cm 以上とする。		
主要な園路等	○園路の有効幅員は車いすどうしがすれ違いやすい幅として 180 cm 以上とする。 ○車いすどうしのすれ違いや車いすの方向転換が容易にできるよう、有効幅員の確保に配慮する。 ○車止め等を設置する場合は、通路の有効幅員の確保に注意する。		
こう配	○ゆるやかな縦断こう配が続く場合は、適当な間隔で車いす使用者が休憩できる水平スペースを設ける。 ○横断こう配は水こう配程度とし、可能な限り水平とする。		
表面の仕上げ	○主要な園路では車いすのキャスターが埋まることや、高齢者の足腰負担の軽減を考慮して、砂利敷等はできる限り避ける。 ○園路の表面は、つまずきによる転倒等の事故を防止するため、平坦で引っかかりにくいものとする。また、雨などにぬれても滑りにくい仕上げとする。		
段差の解消	○出入口には車いす使用者が通過に支障となる段を設けない		(図Ⅲ.1.2) (図Ⅲ.1.3) (図Ⅲ.1.4)

解説図一覧		
図Ⅲ.1.1	出入口の例	P.Ⅲ-4
図Ⅲ.1.2	段差の解消	P.Ⅲ-4
図Ⅲ.1.3	傾斜路を併設した出入口の例	P.Ⅲ-4
図Ⅲ.1.4	園路の切下げ部	P.Ⅲ-4

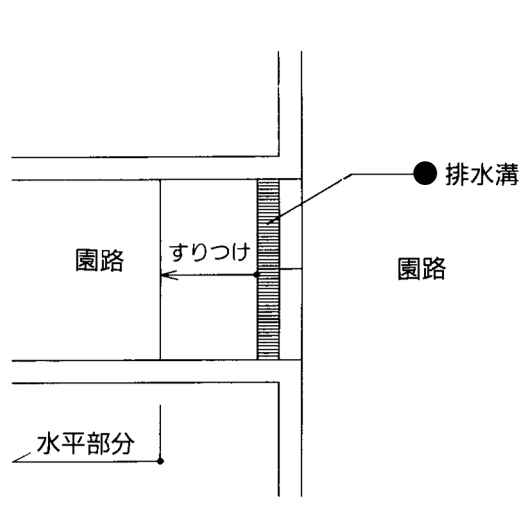
チェック項目（条例の基準）
P.Ⅲ-9、10 参照

関連する章
I・1・[7] 階段 (P.I-40)
I・1・[6] 傾斜路 (P.I-37)
I・1・[8] エレベーター (P.I-46)
I・1・[2] 敷地内の通路 (P.I-7)
I・1・[3] 駐車場 (P.I-17)

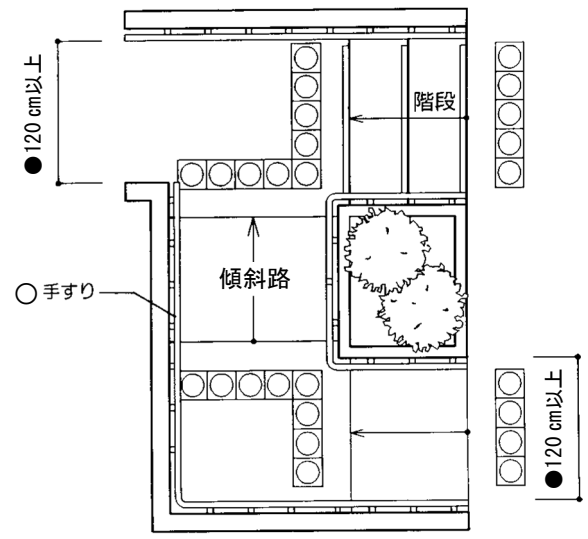


- 必ず整備すべき基準
- 望ましい整備

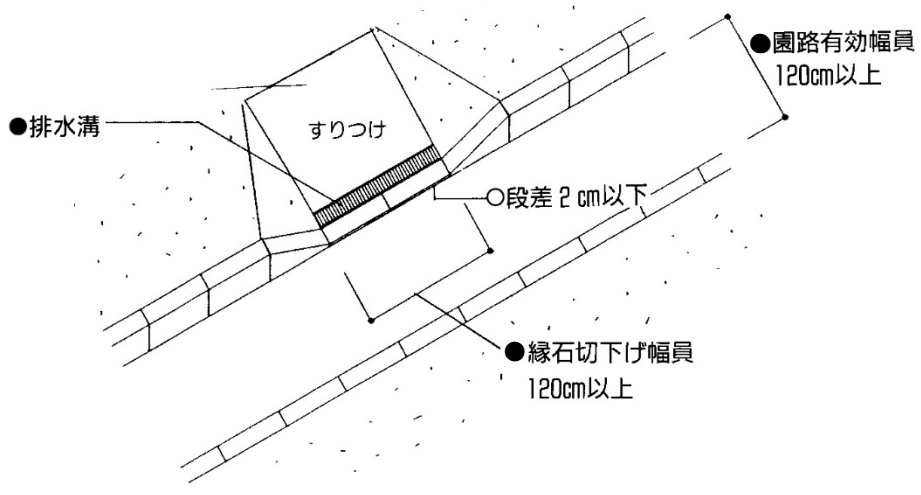
図Ⅲ.1.1 出入口の例



図Ⅲ.1.2 段差の解消



図Ⅲ.1.3 傾斜路を併設した出入口の例



図Ⅲ.1.4 園路の切下げ部

基本的な考え方

公園の施設は、だれもが利用できるものとなっている必要がありますが、ただ利用できるだけでなく、だれもが楽しめるように、見晴らしのよい場所にベンチを設けることや、適切な所に水飲み器、野外卓を配置するなどの工夫をすることが望まれます。また、便所や券売機等の他の付帯設備についても、より利便性の高いデザインにすることで、だれもが利用しやすい公園づくりに努める必要があります。

●：必ず整備すべき基準 ○：望ましい整備

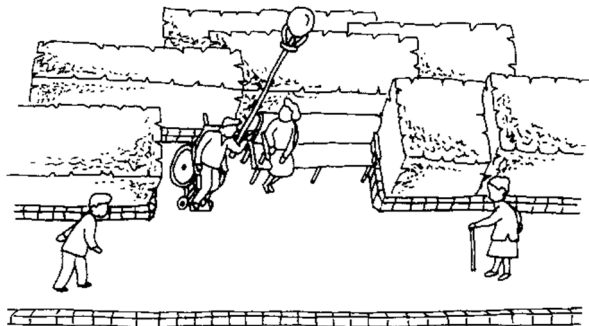
必ず整備すべき基準		解説
ベンチ	● 1以上のベンチを設ける。〈園4〉	(図Ⅲ.2.1)
便所	● 多数の者の利用に供する便所(公衆便所を除く。)を設ける場合は、「2室内に関する事項[1]便所・洗面所(P.I-63)」に定める構造とする。〈園3〉	
受付カウンター等	● 受付カウンター等を設ける場合は、車いす使用者が円滑に利用できるよう高さ等に配慮した構造とする。〈園6〉	……→ (「3設備に関する事項[2]受付カウンターおよび記載台(P.I-129)」の項参照)
券売機	● 券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とする。 ① 金銭投入口および操作ボタンは、車いす使用者が円滑に利用できるよう高さ等に配慮したものとする。 ② 点字による表示を行う。〈園7〉	……→ (「3設備に関する事項[4]券売機(P.I-134)」の項参照)
改札口	● 改札口を設ける場合は、そのうち1以上は幅が80cm以上とする。〈園8〉	
誘導・案内標示	● 案内板を設ける場合、そのうち1以上は次に定める構造とする。 ① 案内板は、「(1) 主要な園路・出入口(P.Ⅲ-2)」で規定する出入口の付近に設ける。 ② 案内板の高さ、文字の大きさおよび標示等は、高齢者、障害者等が見やすく理解しやすいものとする。 ③ 案内板は、点字による表示または音声その他の方法により視覚障害者が当該施設を円滑に利用できるものとする。〈園9の(1)〉 ● 上記の案内板または便所における車いす使用者便所の表示その他これらに類する案内または誘導のための標示を設ける場合は、必要に応じ、かな、ローマ字、絵等による見やすい表示を行う。〈園9の(2)〉	(図Ⅲ.2.3) ……→ (「4情報・案内に関する事項[2]案内標示(P.I-146)」の項参照)

望ましい整備		解説
野外卓等	○公園等の屋外卓等は車いす使用者も近接できるよう配慮する。	
便所	○防犯上の安全性を確保するため、以下の点に配慮する。 ・便所は園内の奥まった場所に設けない。 ・便所の周囲に照明設備を設置する。 ・便所内に警報装置を設置する。	
水飲み器	○水飲み器は、子どもや車いす使用者等が利用しやすい高さ等に配慮する。	(図Ⅲ.2.2)
水辺空間	○水辺空間は、堤防への傾斜路や水際の園路の設備により、高齢者や障害者等も水際に近づきやすくする。 ○緩傾斜護岸や傾斜路、ボードデッキ等の設置により、高齢者や障害者等も水際に近づきやすくする。	(図Ⅲ.2.4)

解説図一覧	
図Ⅲ.2.1 ベンチの配置例	P.Ⅲ-7
図Ⅲ.2.2 水飲み器の設置例	P.Ⅲ-7
図Ⅲ.2.3 案内板の設置例	P.Ⅲ-7
図Ⅲ.2.4 水辺空間の例	P.Ⅲ-8

チェック項目（条例の基準）
P.Ⅲ-9、P.Ⅲ-10 参照

関連する章
I・2・[1] 便所・洗面所（P.I-63）
I・3・[2] 受付カウンターおよび記載台（P.I-129）
I・3・[4] 券売機（P.I-134）
I・4・[2] 案内標示（P.I-146）
Ⅲ・1 主要な園路・出入口（P.Ⅲ-2）



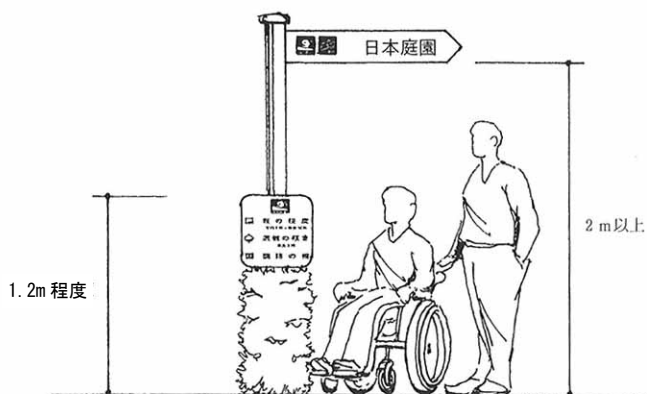
図Ⅲ.2.1 ベンチの配置例



図Ⅲ.2.2 水飲み器の設置例



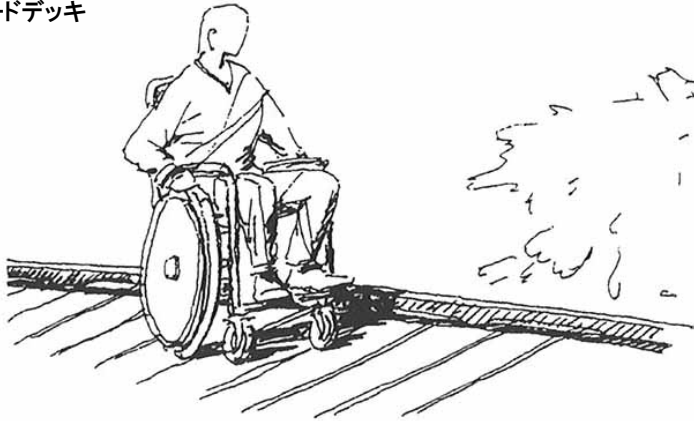
園路状況の案内板



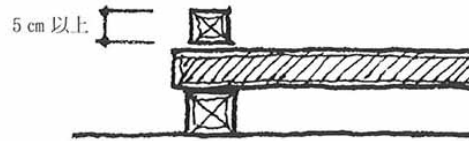
車いす使用者に配慮したサインを設置する際は、幼児等が突進してぶつからないようにするため、植栽等を配する。

図Ⅲ.2.3 案内板の設置例

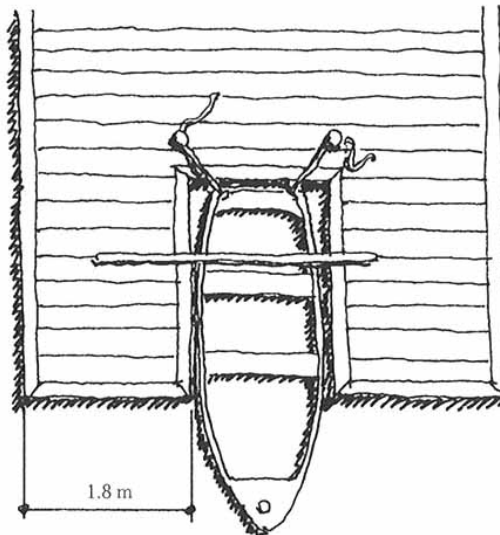
ボードデッキ



ハツ橋やボードデッキの縁は車いす等の脱輪防止のため、5 cm以上立ち上げる。

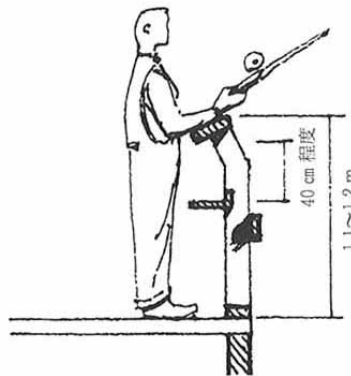
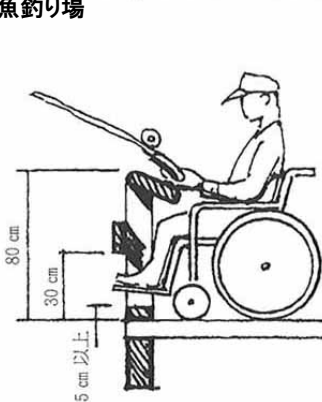


固定棧橋



ボート進入箇所は、ボートの揺れを防止するためのバーを設置する。

魚釣り場



安全柵は、車いすやデッキチェア使用者の利用を想定し、形状及び高さ等に配慮する。また、立居の場合の形状も工夫する。

図Ⅲ.2.4 水辺空間の例

チェック項目 (条例の基準)							
1 出入口	出入口の構造 (1以上)	幅は、80cm以上		cm			
		戸の設置 (無の場合は、以下は記入不要)			有	無	
		戸の構造	自動その他の容易に開閉して通過できるもの			有	無
			戸の前後の高低差			有	無
2 園路等 (主要な園路等)	(1)園路等の構造	表面は、滑りにくい材料の仕上げ			有	無	
		主要な園路等における階段または段の設置 (無の場合は、以下は記入不要)			有	無	
		段の構造	手すりの設置			有	無
			回り段の有無			有	無
			段は、容易に識別できるもの			有	無
			つまずきにくいもの			有	無
		排水溝を設ける場合は、車いす使用者等の通行に支障のない溝ぶたの設置			有	無	
		幅は、120cm以上		cm			
		50m以内ごとに車いす転回スペースの設置			有	無	
		戸の設置 (無の場合は、以下は記入不要)			有	無	
	戸の構造	自動その他の容易に開閉して通過できるもの			有	無	
		戸の前後の高低差			有	無	
	(2) 利用上必要な箇所に視覚障害者誘導ブロック等の敷設			有	無		
	(3) 階段または段の設置 (無の場合は、以下は記入不要)			有	無		
	ア 階段または段に併設する傾斜路の設置 (無の場合は、以下は記入不要)			有	無		
	傾斜路の構造	傾斜路の高低差		cm			
		高低差が16cmを超え、かつ、こう配が1/20を超える部分がある傾斜路は、手すりの設置			有	無	
前後の通路との色の明度の差等により容易に識別できるもの			有	無			
幅は、120cm以上 (段に併設する場合は、90cm以上)		cm					
こう配は、1/12以下 (傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下)		1/					
さが75cmを超える傾斜路の有無 (無の場合は、以下は記入不要)			有	無			
傾斜路の高さが75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置			有	無			
イ 階段または段に併設するエレベーター等の設置			有	無			
エレベーター等は、建築物の特定施設整備基準12に定める構造			有	無			
3 便所	多数の者の利用する便所の設置 (無の場合は、以下は記入不要)			有	無		
	車いす使用者便所の設置数		男子用 箇所	女子用 箇所	共用 箇所		
	便所の構造	車いす使用者便所の構造	腰掛便座の設置			有	無
			手すりの設置			有	無
		いす便所の面積		㎡			
		大便器洗浄装置		靴べら式、光感知式、その他 ()			
	車いす使用者が使用する際支障となる段差			有	無		
	便所の出入口付近に車いす使用者便房が設けられている旨の表示			有	無		
	男子用小便器の設置			有	無		
	床置き式その他これに類する小便器の設置数		箇所				
高齢者、障害者等が円滑に利用できる洗面器の設置 (高さ、水洗レバー、手すり等)			有	無			
4 ベンチ	ベンチの設置 (1以上)			有	無		

5 駐車場	(1) 多数の者の利用する駐車場の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無	
	全駐車台数		台分		
	車いす使用者駐車施設の設置数		台分		
	(2) 車いす使用者駐車施設の構造	ア 幅は、350cm以上	cm		
		イ 車いす使用者駐車施設である旨の表示（国際シンボルマーク等）	有	無	
ウ 主要な園路までの経路ができるだけ短くなる位置に設置	有	無			
6 受付カウンター等	受付カウンターおよび記載台の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無	
	受付カウンター等の構造	車いす使用者が利用できる高さ等に配慮したもの	有	無	
7 券売機	券売機の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無	
	券売機の構造（1以上）	金銭投入口および操作ボタンの構造	金銭投入口の高さ等は、車いす使用者に配慮したもの	有	無
			操作ボタンの高さ等は、車いす使用者に配慮したもの	有	無
	投入口、操作ボタン等に点字による表示		有	無	
8 改札口	改札口の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無	
	改札口の構造	幅は、80cm以上	cm		
9 案内標示	(1) 案内板の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無	
	案内板の構造（1以上）	ア 出入口の付近に設置	有	無	
		イ 案内板の表示方法等	案内板の高さ、文字の大きさ、標示等に配慮したもの	有	無
			点字、音声その他の方法により視覚障害者の利用に配慮したもの	有	無
	(2) 案内板、便所に係る表示その他案内または誘導のための標識を設ける場合は、必要に応じ、かな、ローマ字、絵等による見やすい表示		有	無	